

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

C. イスラエル

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

2.2 万平方キロメートル（日本の四国程度）

(2) 人口

約 852 万人（2016 年 5 月 イスラエル中央統計局）

(3) 首都

エルサレム

(4) 民族

ユダヤ人（約 74.8%）、アラブ人その他（約 25.2%）（2016 年 5 月 イスラエル中央統計局）

(5) 言語

ヘブライ語、アラビア語

(6) 宗教

ユダヤ教（75.1%）、イスラム教（17.3%）、キリスト教（1.9%）、ドルーズ（1.6%）（2012 年 イスラエル中央統計局）

1.1.2. 経済

(1) 主要産業

鉱工業（情報通信、ハイテク、医療・光学機器、ダイヤモンド加工、化学製品、繊維等）、金融・サービス業

(2) GDP（名目）

2,727 億ドル（2013 年）

(3) 1人あたり GDP

34,300 ドル（2015 年）

(4) 総貿易額

輸出 689 億ドル／輸入 723 億ドル（2014 年 イスラエル中央統計局）

(5) 主要貿易品目

- ・ 輸出 ダイヤモンド、医療精密機器、化学製品、電子部品等
- ・ 輸入 機械類、輸送機器、燃料、化学品

(6) 主要貿易相手国

- ・ 輸出 欧州（32%）、北米（22%）、アジア（21%）（ダイヤモンド除く、2013

¹ 基礎情報は、外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ イスラエル国」のデータを参照した。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/data.html#section1>（最終アクセス日:2017年1月11日）

年 イスラエル中央統計局))

- ・ 輸入 欧州 (34%)、アジア (20%)、北米 (12%) (ダイヤモンド除く、2013年 イスラエル中央統計局)

(7) 通貨

新シェケル (NIS)

(8) 為替レート

1 米ドル=3.57 新シェケル (2014 年平均)

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易

- ・ 対日輸出 17.4 億ドル (電気機器 (54.7%)、化学製品 (12.5%)、非金属鉱物製品 (5.2%))
- ・ 対日輸入 11.1 億ドル (輸送機器 (51.6%)、化学製品 (12.1%)、一般機械 (8.5%)、電気機器 (6.7%))

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

イスラエルでは産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・ パリ条約
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- ・ 特許協力条約 (PCT)
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・ 特許法条約 (PLT)
- ・ 商標法条約 (TLT)

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則²

特許法、意匠法、商標法が整備されている。実用新案に相当する制度はない。

特許法：5727-1967 (統合版 2014 年 1 月 27 日改正)

特許規則：5776-2015³

² 引用したイスラエルの法令及び規則の英訳文は断りのない限り WIPO 掲載のものを使用し、AIPPI にて仮訳した。

特許法：http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15167 (最終アクセス日:2017 年 1 月 20 日)

特許意匠令：http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=202111 (最終アクセス日:2017 年 1 月 20 日、意匠部分のみが残されている)

意匠規則：http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15272 (最終アクセス日:2017 年 1 月 20 日)

特許意匠規則：http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15313 (最終アクセス日:2017 年 1 月 20 日、審判手順に関する規則)

商標令：http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15198 (最終アクセス日:2017 年 1 月 20 日)

³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。特許出願の取り扱い及び要求事項が記載されているとされるが、ウェブ上で検索されない。

特許・意匠令：1924（2008年1月16日改正）
 意匠規則（Design Rules）：1925（統合版2014年6月30日改正）
 意匠特許規則（Patents and Designs Regulations）：5712-1952（統合版2014）
 商標令：5732-1972（2016年4月20日改正）

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

- (1) 特許、意匠、商標について、イスラエル特許庁が管轄する。
- (2) 職員数は190名で、特許審査官117名、意匠審査官3名、商標審査官14名、この他PCT対応審査官8名を含む。

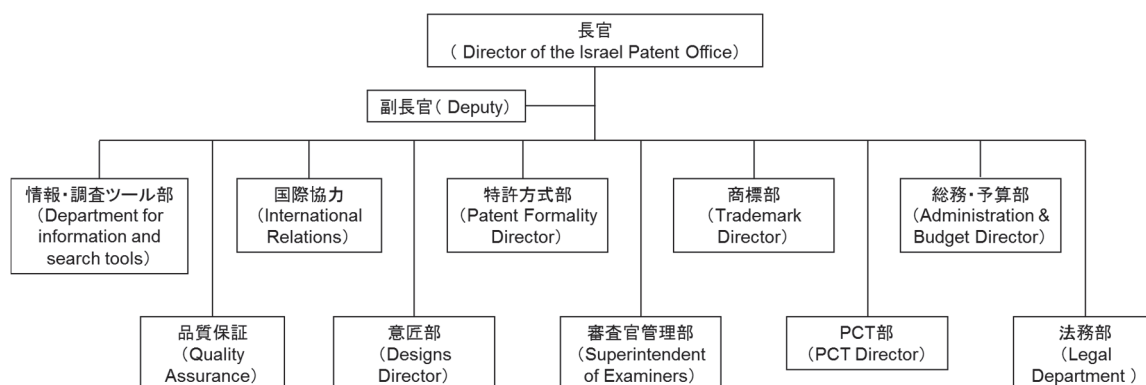


図 IL-1 イスラエル特許庁組織図

1.3. 産業財産制度の基礎情報（統計情報）

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

- (1) 特許、意匠、商標の出願件数と登録件数⁴

	年	特許	意匠	商標
出願件数	2011	6,885	1,536	8,804
	2012	6,793	1,584	8,733
	2013	6,184	1,351	9,580
	2014	6,273	1,396	9,294
	2015	6,904	1,532	10,453
登録件数	2011	5,105	861	11,201
	2012	3,386	636	4,937
	2013	3,698	658	6,205
	2014	3,984	1,285	6,816
	2015	4,496	1,744	7,611

⁴ イスラエル特許庁 Annual report を参照、<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/Pages/Annualreport.aspx> (最終アクセス日：2017年3月1日)

(2) 特許、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）^{5,6}

年	特許		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	US	2,586	IL	1,030	IL	2,514
	IL	1,363	BR	163	US	1,857
	EP	1,289	US	71	DE	513
	WO ⁷	315	IT	43	CH	498
	JP	221	CH	40	FR	383
2012	US	2,487	IL	1,005	IL	2,189
	EP	1,348	US	122	US	1,914
	IL	1,320	BR	103	DE	636
	WO	410	KR	71	CH	547
	JP	214	NL	40	FR	450
2013	US	2,385	IL	861	IL	2,245
	IL	1,208	US	130	US	2,053
	EP	1,149	BR	104	CH	696
	WO	394	DE	44	DE	667
	JP	211	SE	36	FR	490
2014	US	2,458	IL	925	IL	2,367
	EP	1,171	US	164	US	1,966
	IL	1,125	DE	51	DE	641
	WO	485	BR	48	CH	589
	JP	207	IT	29	FR	441
2015	US	3,007	IL	1,049	IL	2,507
	EP	1,203	US	126	US	2,238
	IL	1,185	BR	58	DE	538
	WO	454	CH	46	CH	490
	JP	198	NL	37	FR	432

BR：ブラジル CH：スイス DE：ドイツ FR：フランス IL：イスラエル IT：イタリア JP：日本 KR：韓国
 NL：オランダ SE：スウェーデン US：米国 EP：欧州特許庁 WO：WIPO 国際事務局

⁵ イスラエル特許庁 Annual report を参照 <http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/Pages/Annualreport.aspx>
 (最終アクセス日：2017年3月1日)

⁶ 2015年の意匠及び2011年、2015年の商標の情報はWIPO IP Statistics Data Center
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した (最終アクセス日：2017年3月1日)。

⁷ WIPO 経由の出願、出願人国籍は不明 (以下、同じ)

(3) 特許、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）^{8,9}

年	特許		意匠		商標	
	国籍	登録 件数	国籍	登録 件数	国籍	登録 件数
2011	US	2,005	IL	552	IL	3193
	EP	909	IT	71	US	3175
	IL	735	US	68	CH	1201
	GB	226	BR	51	DE	1140
	FR	205	GB	19	FR	750
2012	US	1,301	IL	390	IL	1506
	EP	633	BR	78	US	1491
	IL	484	US	45	CH	520
	JP	151	NL	22	DE	504
	GB	142	IT	21	FR	365
2013	US	1,468	IL	441	US	1641
	EP	696	US	69	IL	1352
	IL	594	BR	48	DE	445
	JP	151	CH	18	CH	433
	WO	150	IT	15	CN	414
2014	US	1,501	IL	618	US	1686
	EP	749	US	140	IL	1525
	IL	691	BR	92	DE	488
	WO	174	KR	72	CH	432
	JP	171	DE	70	FR	363
2015	US	1,770	IL	1068	US	1169
	EP	924	US	203	DE	481
	IL	723	BR	76	CH	383
	WO	192	DE	55	FR	383
	JP	178	IT	48	CN	319

BR: ブラジル CH: スイス DE: ドイツ FR: フランス GB: イギリス IL: イスラエル IT: イタリア JP: 日本
 KR: 韓国 NL: オランダ US: 米国 CN: 中国 EP: 欧州特許庁 WO: WIPO 国際事務局

⁸ イスラエル特許庁 Annual report を参照 <http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/Pages/Annualreport.aspx>
 (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)

⁹ 2011 年と 2015 年の意匠及び 2011 年~2015 年の商標の情報は WIPO IP Statistics Data Center
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

(4) 特許、意匠、商標の分類別の出願件数（上位5分類）¹⁰

年	特許		意匠		商標	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	C	2,288	第25類	208	第9類	1,550
	A	1,919	第2類	188	第35類	1,014
	G	929	第11類	165	第5類	967
	H	605	第9類	138	第41類	953
	B	602	第6類	73	第25類	797
2012	A	2,128	第25類	194	第9類	1,705
	C	2,112	第11類	131	第35類	1,175
	G	930	第9類	106	第5類	1,002
	H	562	第2類	89	第3類	818
	B	534	第12類	89	第25類	814
2013	A	1,956	第25類	148	第9類	1,819
	C	1,878	第2類	126	第35類	1,204
	G	760	第9類	124	第5類	1,189
	B	566	第12類	93	第41類	871
	H	532	第11類	93	第3類	869
2014	A	2,096	第9類	166	第9類	1,971
	C	1,767	第12類	140	第35類	1,290
	G	817	第25類	135	第5類	1,220
	H	577	第2類	120	第42類	1,075
	B	501	第14類	92	第25類	860
2015	A	2,336	第25類	221	第9類	1,979
	C	1,999	第9類	180	第35類	1,415
	G	962	第2類	163	第42類	1,216
	B	595	第6類	125	第5類	1,095
	H	550	第7類	105	第41類	993

特許の分類：国際特許分類¹¹（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類¹²（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類¹³（ニース分類）

¹⁰ 2011年~2015年の商標の情報はWIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。

¹¹ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹² 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹³ ニース分類9版

(5) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の登録件数（上位5分類）¹⁴

年	特許		意匠		商標	
	分類	登録 件数	分類	登録 件数	分類	登録 件数
2011	—	—	第9類	114	第9類	1,896
	—	—	第25類	106	第5類	1,523
	—	—	第2類	97	第35類	1,081
	—	—	第11類	86	第3類	996
	—	—	第8類	61	第25類	947
2012	—	—	第25類	114	第9類	1,270
	—	—	第2類	85	第35類	828
	—	—	第9類	58	第5類	759
	—	—	第23類	52	第3類	695
	—	—	第11類	50	第41類	669
2013	—	—	第25類	144	第9類	1,436
	—	—	第9類	90	第5類	959
	—	—	第11類	57	第35類	948
	—	—	第6類	41	第25類	714
	—	—	第23類	41	第3類	708
2014	—	—	第25類	197	第9類	1,611
	—	—	第9類	163	第35類	1,042
	—	—	第2類	128	第5類	899
	—	—	第6類	88	第42類	768
	—	—	第12類	71	第41類	735
2015	—	—	第9類	254	第9類	1,907
	—	—	第25類	242	第5類	1,254
	—	—	第2類	173	第35類	1,237
	—	—	第6類	107	第42類	967
	—	—	第7類	87	第41類	821

意匠の分類：意匠国際分類¹⁵（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類¹⁶（ニース分類）

¹⁴ 2011年～2015年の商標の情報はWIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。

¹⁵ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁶ ニース分類9版

(6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人名別の上位 5 名の出願件数¹⁷

年	特許		意匠		商標	
	出願人	出願件数	出願人	出願件数	出願人	出願件数
2011	RAYTHEON COMPANY	109	—	—	—	—
	F. HOFFMANN-LA ROCHE AG	99	—	—	—	—
	SANOFI-AVENTIS DEUTSCHLAND GMBH	67	—	—	—	—
	BOEHRINGER INGELHEIM INTERNATIONAL GMBH	64	—	—	—	—
	BASF SE	61	—	—	—	—
2012	RAYTHEON COMPANY	235	—	—	Nissan Jidosha Kabushiki Kaisha trading	62
	F. HOFFMANN-LA ROCHE AG	229	—	—	NOVARTIS AG	53
	NOVARTIS AG	165	—	—	Hewlett-Packard Development Company, L.P	46
	QUALCOMM INCORPORATED	151	—	—	Abercrombie & Fitch Europe SA	41
	SANOFI-AVENTIS DEUTSCHLAND GMBH	139	—	—	JNF	38
2013	Nestec S.A.	98	—	—	Novartis AG	189
	Qualcomm Incorporated	79	—	—	Boehringer Ingelheim International GmbH	59
	Novartis Ag	64	—	—	Apple Inc.	47
	Dow Agrosciences LLC	58	—	—	L'OREAL	43
	Sanofi-Aventis Deutschland GmbH	56	—	—	Hewlett-Packard Development Company, L.P.	42

¹⁷ イスラエル特許庁 Annual report を参照 <http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/Pages/Annualreport.aspx> (最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日)

イスラエル

2014	Qualcomm Incorporated	84	Klil Industries Ltd.	49	Ironsource Ltd.	92
	Dow Agrosciences LLC	74	Grendene S.A.	30	Novartis AG	76
	BASF S.A.	72	Na'ale Naot (1994) Ltd.	28	Apple Inc.	59
	Novartis AG	68	Magpul Industries Corporation	26	Gilead Sciences Limited	45
	Biosense Webster (Israel) Ltd.	64	Caesarea Landscape Design Ltd	24	Hewlett-Packard Development Company, L.P	39
2015	Facebook, Inc.	136	KLIL INDUSTRIES LTD.	81	IronSource Ltd.	138
	Dow Agrosciences LLC	95	Na'ale Naot Agricultural Cooperative Society For Business Ltd	64	Apple Inc.	90
	Raytheon Company	72	Grendene S.A.	34	NOVARTIS AG	69
	F. Hoffmann-la Roche AG	65	MONKEY BUSINESS DESIGN ISRAEL LTD.	34	Johnson & Johnson	65
	Novartis AG	63	H. Stern Comercio E Industria S.A.	24	Philip Morris Products S.A.	51

1.3.2. 審査の状況¹⁸

(1) 審査に係る期間

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	出願日から 30.4 月	出願日から 59.4 月 (ファーストアクションから+29 月)
意匠	出願日から 8.5 月	出願日から 13.5 月
商標	出願日から 14.8 月	出願日から 18.3 月

(2) 最終処分

	特許	意匠	商標
登録査定	4,496	1,744	7,611
拒絶査定	24	1,178	1,430
その他	3,860 (取下げ又は看做し 取下げ)	(拒絶査定と取下げ を分離せずに扱って いる)	
合計	8,380	2,922	9,041
年度	2015	2015	2015

(3) 審判、行政訴訟及び民事訴訟の統計

	特許	実用新案	意匠	商標
査定不服審判		-		
無効審判	5 (この外に地裁 への無効訴訟が 可能であるが、 その件数は把握 していない)		2	40 (無効審判と訂 正審判の合計)
その他 不使用取り消し を含む	38 (付与前異議)			81 (付与前異議)

¹⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

1.3.3. 行政訴訟及び民事訴訟の統計（判例等）¹⁹

	登録した権利に対する無効審判請求件数	その他（商標取消を含む）
特許	5	38
意匠	2	—
商標	40	81

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

情報が得られなかった。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

審査官の育成のために、2年間の研修を行っており、知財庁内部での研修、Eラーニング、WIPOでの研修、海外知財庁による研修（例えばEPO審査官とのミーティング）を行っている。また審査の品質を一定に保つために、上長のチェックを行っている²⁰。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

情報が得られなかった。

¹⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み

2.1.1. 保護対象

特許の保護対象は、特許法（2014版）（以下、「法」）第3条に次のように規定されている。

法第3条 特許可能な発明

発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセスであって、新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものが特許性のある発明である。

2.1.2. 権利の存続期間

法第52条に規定され、出願日から20年。出願日とは、イスラエルにおける出願日又はイスラエル出願の元となるPCT出願の出願日のいずれかである。

なお、追加特許の存続期間は有効である親特許の存続期間と同じである²¹。

法第52条 特許権の存続期間

特許権の存続期間は出願から20年である。

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第49条に規定されており、特許権者は、特許請求の範囲に記載された方法で、または特許の発明主題の本質を含む方法で、特許が付与された発明を、同意なしに、または不当に他人が利用することを防止する権利を有する、としている。

法第49条 特許権者の権利及び特許の利用に関する制限

(a) 特許権者は、特許請求の範囲の定義に照らして、特許請求の範囲に記載された方法又は特許の発明主題の本質を含む方法で、特許が付与された発明を、第三者が同意なく又は不当に利用すること（以下「侵害」という）を防止する権利を有する。

(b) 特許の付与は、不当に又は法律上の既存の権利の侵害にあたる方法で発明を利用する許可を与えるものではない。

2.1.4. 優先権

優先権は法第10条に規定されている。

パリ条約締約国又はWTO加盟国において過去に行われた出願から優先権を主張することができる。優先権は出願時又はその後2か月以内に主張すべきである。

イスラエルにおいて、又は（例えばイスラエルを指定するPCT国際出願など）イスラエルについて行われた先の出願から国内優先権を主張することもできる。

異なる国の優先権を基礎とする場合であっても、1件の特許出願について複数の優先権を主張することができる。複数優先権を主張する場合、12か月の優先期間は最先の優先日

²¹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

から起算する。1件の特許出願について1つ又は複数の優先権を主張する場合、優先権は、その主張の基礎となる（1件又は複数件の）特許出願に記載されている構成要素だけに適用される。

優先権主張は取下げ可能であり、この場合には最初から主張しなかったものとみなされる。

（PCTに基づく国内段階でなく）通常の国内出願をイスラエルにおいて行う場合、優先権を主張していれば証明付優先権書類を出願日から12か月以内に提出すべきである。優先権書類の英語による証明付翻訳文は要求された場合に限り提出する²²。

法第 10 条 優先権

(a) 発明所有者が、締約国・加盟国において当該所有者又はその前権利者が既に特許出願（以下「先の出願」という）を行った発明について、イスラエルにおいて特許出願を行った場合において、以下のすべての条件が満たされているときは、当該所有者は、第 4 条、第 5 条及び第 9 条の適用上、先の出願の出願日をイスラエルにおける出願の出願日とみなすよう（以下「優先権」という）主張することができる。

(1) イスラエルにおける出願は、先の出願の出願日から 12 か月以内（同一の事項について 2 件以上の出願が行われた場合には最初の出願日後）に行われること。

(2) 優先権主張は、イスラエルにおける出願後 2 か月以内に行われること。

(3) 規則に定める時期に、明細書及び添付図面の写しを、先の出願と共に登録官に提出すること。なお、明細書は、先の出願が行われた締約国・加盟国の認証機関の認定を受けること。

(4) 先の出願に記載された発明とイスラエルにおける特許を受けようとする発明とが実質的に同一であると登録官が認めること。

(b) 優先権の主張が 2 件以上の先の出願を基礎とする場合、(a)項の規定は、発明の各構成要素について、当該構成要素に関する先の出願のうち最も早い出願日に従って適用される。

(c) 優先権の主張が先の出願の一部の構成要素を基礎とする場合で、かつ優先権が当該出願それぞれに基づいて主張される場合、(a)項の規定は、当該構成要素が別個の先の出願において外国で主張されているものとみなして適用される。

(d) 優先権は、特許出願の一部の構成要素について主張することができ、この場合、(a)項の規定は、その構成要素についてのみ適用される。

2.1.5. 新規性の喪失の例外

新規性の喪失の例外に関して、法第 6 条に規定されている。

次の場合には発明の先行公開について新規性の喪失の例外が規定されている²³：

(i) （例えば守秘義務違反など）発明所有者の意思に反する公表（書面、口頭、視覚的若しくは聴覚的説明）、この場合には、所有者が公表を知った時点から合理的な期間内に

²² AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

²³ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

発明の特許出願を行わなければならない。

(ii) 認められる博覧会における所有者若しくは前権利者による公表又は使用（又はその博覧会における、出願人の許可を得ていない使用）、又は科学会での講義による公表若しくは科学会の公報での同様の講義による公表であって（ただし法律では、どの法人又は団体がいわゆる科学会とみなされるのかについての基準は規定されていない）、その開示に関する事前通告を特許庁に送付し、できる限り早期であって開示から6か月以内にイスラエルで特許出願することが条件となる。イスラエルでの特許出願の代わりにPCT出願をすればよいというのは妥当であるが、これに関する判例法は存在しない。

法第6条 発明所有者の権利に影響を及ぼさない公開

次の場合には、特許が付与される発明所有者の権利は、第4項の公表の影響を受けない。

(1) 公表された事項が発明所有者又はその前権利者から取得したものであって、かつ、その同意なく公表されたものであることが証明され、出願人が公表を知った後合理的な期間内に特許出願が行われたとき。

(2)

(a) 公表が発明所有者又はその前権利者によって次のいずれかの方法で行われたこと。

(i) イスラエルにおける見本市若しくは農芸展覧会又は締約国・加盟国の1つにおいて認知されている博覧会であって、その開催前に登録官が正式な届出を受けたものにおける展示。

(ii) 上記の博覧会の開催時における発明を記載したものの公表。

(iii) 博覧会の会場において博覧会を目的とした発明の使用。

(b) 公表が、博覧会の時期に、その会場又はその会場外において、所有者の同意の有無を問わず、発明を使用することによって行われたこと。ただし、博覧会の開催後6か月以内に特許出願が行われることを条件とする。

(3) 公表が、科学会に先立つ発明者による講義又は科学会の正式な広報における講義の公表によって行われたこと。ただし、講義が行われる前に登録官に通告が行われたこと、上記の公表から6か月以内に特許出願が行われることを条件とする。

2.1.6. 登録要件

法第3条、第4条、第5条に特許性に関する規定があり、新規性、進歩性、実用性及び産業上の利用可能性を有する製品又は方法であって技術分野に属するものは特許可能である。

法第3条 特許を受けることができる発明の要件

新規性、実用性、産業上の利用可能性及び進歩性を有する製品又は方法であって技術分野に属する発明は、特許を受けることができる発明である。

法第 4 条 新規性を有する発明の要件

発明は、出願日前にイスラエル又は外国において次の方法で公表されていない場合には、新規性を有するとみなされる。

- (1) 説明内容に従って当業者が実施することが可能な形での書面、視覚、聴覚その他の説明による公表。
- (2) このようにして知らされた内容に従って当業者が実施することが可能な形での利用又は展示による公表。

法第 5 条 進歩性

進歩性は、当業者にとって、第 4 条で述べた出願日前に公開された情報に照らし、自明ではないステップである。

2.1.7. 第三者による情報提供制度

法第 18 条に米国での情報提供制度 (IDS) に類似した規定があり、その中で、審査官が、第三者が提供した情報を採用できることが規定されており、出願人が特許庁の要求に応じて最初の開示義務を満たした後の 2 月までに第三者により提出された情報を使用することができるとしている。

法第 18 条 付加的な審査手段

- (a) 審査官は、次の付加的な審査手段のうち、少なくとも 1 つを使用するものとする。
 - (1) 出願人又は発明の前権利者が外国において行った同一の発明に係る特許に関する出願の審査においてその外国の特許庁が使用した参考文献の一覧。
 - (2) 出願日前に公表された刊行物であって、出願人が知っており、かつ、当該発明と直接関係があるものの一覧。
 - (3) 審査官の要求があったとき、本条に基づいて出願人が提出しなければならない刊行物及び参考文献の写し。
 - (4) 審査官の要求があったとき、本条に基づいて出願人が提出しなければならない出版物及び参考文献において言及されている刊行物及び参考文献の写し。
 - (5) 本特許庁による審査の実施を可能にする資料の調査のために、イスラエル又は外国の機関に出願明細書を送付すること。これらの機関とは、任意の法律に基づいて、当該機関との間で登録官が締結する契約において本特許庁が関係を構築するものであって、第 165 条に定める特許出願の秘密保持および非開示に関する条項を含むものとする。
- (b) (a)項の規定の遵守を目的として、審査官は、次のことを行うことができる。
 - (1) (a)項(1)号及び(2)号に定めるすべての文書を提出するよう出願人に求めること。また、(a)項(3)号及び(4)号に定めるすべての文書を提出するよう出願人に求めること。
 - (2) (a)項(5)号に定める調査のため、出願明細書を送付するよう、出願人に求めるこ

と。

(3) 審査官は、(a)項(1)号乃至(4)号に掲げる文書については、当該文書が出願人以外の者によって提出された場合であっても、また、(a)項(2)号については、当該文書を出願人が知らない場合であっても、当該文書を使用することができる。なお、出願人以外の第三者による当該文書の提出は、(1)号に基づく上記の求めに対する出願人の回答日から2か月以内に限るものとする。

なお、法第18A条の規定により、出願人は出願が許諾（公告決定のこと、以下同じ）されるまで情報開示陳述書を更新する必要がある。

法第18A条 出願人の特許庁に対する情報提供義務

出願が許諾されるまで、出願人は、彼又は彼の代理人にもたらされた変更について、参照文献リスト又は第18条で参照された公開に関する如何なる変更も特許庁に通知するものとする。

2.1.8. 出願公開制度

法第16条に規定があり、出願が書類の完全性及び方式要件について審査された後、出願の詳細（発明の名称、出願人の氏名、出願日、及び優先権主張の場合にはその内容）が特許庁のウェブサイト上で公開される。

すべての出願書類は、出願日又は該当すれば最先の優先日から18か月後に公開される。PCT出願の国内段階として行われた出願のすべての出願書類から構成される公開は、特許庁への書類の提出から45日以内に行われる。公開はすべて特許庁のウェブサイト上に掲載され、公衆の閲覧に供される。

出願が許諾されると、異議申立てを目的として許諾が特許庁のウェブサイト上で公告される。

法第16条 出願が行われた旨の公の告知

(a) 出願が本特許庁に対して行われた後、可能な限り速やかに、登録官は、特許を受けようとする発明の名称、出願人の氏名・名称、出願番号及び出願日のほか、優先権主張の場合には先の出願が行われた締約国・加盟国、出願日、出願番号及び出願が行われた当局によって付与されたその他の識別標識、並びにクネセットの「憲法及び法と正義」委員会の承認を得て法務大臣が定めるその他の詳細事項を出願人の負担においてインターネット上で公開する。

(b) (a)項に基づく出願の事実に関する公開後に優先権出願が行われた場合、当該出願の事実は、出願人の負担において、追加の詳細事項と共に改めて公開される。

(c) 法務大臣は、命令により、本条の開始日を定めるものとする。

2.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在せず、すべての出願が審査される。

また、侵害の主張などの状況によって正当であるとされる場合には、出願の早期審査を

申請することができる。この場合、請求理由の詳細を述べた宣誓供述書を提出しなければならない²⁴。

早期審査について、法第 19A 条に規定があり、特別な事情（出願人の年齢・健康状態、第三者による実施等）があった場合、早期審査が認められる。

法第 19A 条 審査の促進

(a) このために合理的な説明を提供する出願人は、根拠を示した申立書を、事実を裏付ける宣誓供述書と共に、長官に提出して、早期審査を求めることができる。特に、以下の事項は、合理的な正当化理由を構成する。

- (1) 出願人の高齢又は健康状態
- (2) 長官が通知した国における長官が通知した条件に基づく並行出願の審査を理由として審査を促進する可能性について長官が通知したとき
- (3) 特許権者の同意なく、第三者が特許出願のクレームに基づく発明の実施を開始したとき又は第三者がこれを行う可能性があるとの確立した懸念があるとき
- (4) 第 15 条に基づく特許庁への出願又は第 48D 条に基づいて国内段階に移行した日からの経過時間が不当に長いとき。より具体的にいうと、同種の他の出願の審査の開始と比較して著しく長い期間が経過したとき。
- (5) 公共の利益
- (6) 正当化理由を与える酌量すべき事情

(b) 出願人が早期審査を申請した特許出願の延長又は延期を申請した場合、出願人の支配が及ばず、避けられない事情を理由とする延長のためには、出願人又はその代理人には出願が必要であると登録官が判断しない限り、その申請は、長官が返却するものとする。

(c) 以下のいずれかの事由が生じた場合、出願人の関係者でなく又は出願人を代理して業務を行う、出願人以外の何人も、根拠を示した申請書を、事実を裏付ける宣誓供述書と共に、長官に提出して、第 16A 条に基づいて公開された出願の早期審査を求めることができる。

- (1) 所定の順番による特許出願の審査により、当該発明分野で業を行っている早期審査の申請人に、本項に基づく特許出願においてクレームの対象となっている製品又はプロセスの開発又は生産の遅延が生じるおそれがあるという確実な懸念があるとき。
- (2) 第 15 条に基づく申請又は申請が第 48D 条に基づいて国内段階に移行した日からの経過時間が、同種の他の出願の審査の開始までに要した著しく長い期間を考慮しても不当に長いとき。
- (3) 公共の利益
- (4) 正当な理由を与える酌量すべき事情

(d) (a)項又は(c)項に基づく上記の申請は、規定があるときは所定の手数料を添えて、特

²⁴ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

許庁に提出するものとし、また、出願人の氏名・名称及びイスラエルにおける書類送付用の住所を記載するものとする。

(e) (a)項又は(c)項の要件が満たされていると長官が判断した場合、規定があるときは審査に係る所定の手数料を支払うことを条件として、審査請求日から可能な限り速やかに審査が行われるものとする。ただし、国内段階に移行した国際出願の場合には、優先権が主張されているときは出願日又は先の出願の出願日のうちいずれか早いほうの日から 30 か月が経過するまで審査は行われぬ。出願の審査は、可能な限り速やかに行われるものとする。

(f) (b)項及び第 164 条の規定にかかわらず、(c)項に基づく申請がなされた特許出願の審査にあたり、出願人には、審査を延長する選択権は与えられず、延長は認められない。ただし、出願人の支配が及ばず、避けられない事情により延長が必要であると登録官が判断した場合はこの限りでない。

(g) 本条に基づいて審査された出願が受理された場合、その事実は第 26 条に基づき刊行物に記載されるとともに、登録簿に記載される。審査日のほか、特許庁が使用する分類に従い、本条に基づく過去の審査の直前に審査された同種の他の出願の出願日及び番号も同様とする。

(h) 本条は、第 19 条に基づく登録官又は審査官の権限を損なうものではない。

なお、日本とイスラエルとの間では 2012 年より特許審査ハイウェイが試行され²⁵、さらに両国とも 2014 年に立ち上げられた「グローバル特許審査ハイウェイ²⁶」に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続きにより早期審査の適用を申請することができる。

また、早期審査について、現地から以下の情報があった。

<イスラエルにおける特許の早期審査>

イスラエルにおける特許の早期審査については、多数のルートが存在する。ルートが違えば、要件も異なることから、添付の表にまとめることはできない。各種のルートとは以下のとおり。

1. 特許審査ハイウェイ（以下「PPH」という）に基づく審査：PPH に基づく審査請求は、出願人のみが行うことができる。また、PPH の請求は、出願の実体に関する最初のオフィスアクションが出される前のいかなる段階においても提出することができ

²⁵ 「日-イスラエル特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」、
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_israel_highway.htm（最終アクセス日：2017年3月13日）
 “Continuation of the Patent Prosecution Highway Program between the Israel Patent Office and the Japan Patent Office”
<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrichim/Documents/JPOPPHNoticeMarch2013.pdf>
 f（最終アクセス日：2017年3月17日）

²⁶ PPH ネットワークを簡素化するグローバル特許審査ハイウェイ、<https://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/globalpph.htm>
 （最終アクセス日：2017年3月17日）

る。PPH の申請は、特許性が認められた対応出願に基づいて行われなければならない。また、イスラエルの出願のクレームは、特許性が認められた対応出願のクレームに十分に対応するものでなければならない。出願人が PPH を申請する際に提出しなければならない理由付けはない。

2. 初めて行われた発明についての出願（例えば優先権なし）（以下「第一出願」という）：第一出願ルートに基づく審査請求は、出願人のみが行うことができる。第一出願についての請求は、実体に関する最初のオフィスアクションが出される前に行うことができる。第一出願ルートに基づく審査請求は、宣誓供述書による裏付けが必要である。宣誓供述書には、出願人にとっての発明の重要性及び他の法域において今後対応出願を行うことに鑑みた早期審査の必要性を記載しなければならない。このルートに基づく早期審査請求には、公的手数料が発生する。

3. 「特別な理由」により出願人のみが請求することが可能な出願の早期審査：特別な理由とは、(a) 出願人が高齢であること又は出願人が病気であること、(b) 第三者が出願人の同意なく発明の利用を開始したか、又は開始するおそれがあること（例えば侵害の可能性）、(c) 出願から審査の開始まで経過時間が同一分野における他の出願よりも著しく長いこと、(d) 公共の福祉及び(e) 特別の事情がこれに該当しうる。請求には、関連する事実を記載した宣誓供述書の裏付けがなければならない。請求は、出願のいかなる段階においても行うことができる。このルートに基づく早期審査請求には、(a)に該当する場合を除き、公的手数料が発生する。

4. 第三者による早期審査請求は、次の特別な理由がある場合に限り、行うことができる。(a) 通常の審査を待つことにより、発明の属する分野に従事している第三者（つまり、早期審査の請求者）が当該特許出願においてクレームされている製品又は方法の開発又は製造を延期することとなるとされる根拠が存在すること。(b) 出願から審査の開始までの経過時間が同一分野における他の出願よりも著しく長いこと。(c) 公共の福祉。(d) 特別な事情。早期審査請求には、関連する事実を記載した宣誓供述書の裏付けがなければならない。請求は、出願のいかなる段階においても行うことができる。このルートに基づく早期審査請求には、公的手数料が発生する。

2.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密特許に関しては、法第 94 条に規定されている。国家安全保障に係る特許については、公開、情報発信など登録官の行動に制限がかけられる場合がある。

法第 94 条 国家の安全保障を目的とした登録官の行為に対する制限

(a) 防衛大臣は、国家の安全保障（防衛上の秘密の保護を含む）上必要があると判断する場合は、法務大臣と協議の上で、命令により次のことを行うことができる。

(1) 一定の出願に対して本法に基づいて要求又は許可される行為を行うことを差し控

えるか又は延期するよう登録官に命じること。

(2) 特定の出願に関する情報又は特定の出願に含まれる情報に関連する情報の公表若しくは発表を禁止又は制限すること。

(b) 防衛大臣の命令の写しは、出願人に交付されるものとする。

2.1.11. 分割に関する制度

法第 24 条に規定があり、分割出願は、出願が許諾されるまでは何時でも出願できる。登録官が許諾前に出願分割を命じることにもできる。許諾後の分割出願は認められない

27。

法第 24 条 出願の分割

(a) 出願が許諾されない限り、出願人は、当該出願を複数の出願に分割することを求める権利を有する。

(b) 出願に 2 以上の発明が含まれる場合、登録官は、出願を許諾していない限り、その出願を分割するよう出願人に命じることができる。

(b1)

(1) 本項において、「審査中の出願」とは、本項に基づいて審査が行われている特許出願をいう。「他の出願」とは、審査中の出願でない特許出願であって、第 9 条の適用上、その出願日が、審査中の出願の構成要素に関して審査中の出願よりも前であるものをいう。

(2) 登録官は、審査中の出願が次の定めに該当する場合には、出願人が自己の出願に関して選択するところにより、審査中の出願、他の出願若しくはこれら双方の出願の分割、又は当該各出願のクレームの一部の削除を命じることができる。

(a) 審査中の出願に係る発明の全部又は一部が、他の出願の存在を理由として、特許を受けることができないと判断されたとき。

(b) 他の出願が許諾された旨が第 26 条に基づいてまだ公表されていないとき。

(c) 他の出願に係る発明の全部又は一部が、審査中の出願の存在を理由として、特許を受けることができないと判断されたとき。

(c) 第 23 条の規定に従うことを条件として、(a)項又は(b)項に基づいて分割された各出願の出願日が、分割前の出願と同一であるとき。

2.1.12. 出願の変更に関する制度

実用新案制度がないため、存在しない。

2.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 30 条に規定があり、出願が許諾され、公告された後 3 月以内に異議申立てが可能である。

²⁷ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

法第 30 条 特許付与に対する異議申立ての時期

何人も、第 26 条に基づく出願公告の後 3 か月以内に、登録官に書面で通知することにより、特許付与に異議を申し立てることができる。

2.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

法第 161 条に規定があり、審査官の決定に対し、決定から、1 月以内に不服の申立てが可能である²⁸。

法第 161 条 審査官の行為に対する不服申立て

審査官の決定又は行為に対する不服を申し立てること、その問題を登録官に提起するよう求めることが可能である。

(2) 無効審判制度

特許の無効審判の申立ては、法第 73B 条に規定があり、特許付与後いつでも可能である。

登録官は、特許権者以外の者による請求に基づき、特許付与に不服を唱える理由が存在することに納得すれば特許を取り消すことができる²⁹。

法第 73B 条 特許権者以外の者による請求に基づく特許の取消し

登録官は、特許権者以外の者による請求があったときは、特許の付与に異議を申し立てる理由が存在すると認めた場合には、特許を取り消すことができる。時効に関する法は、本条に基づく取消し請求には適用されない。

(3) 訂正審判制度

事務的な誤りの訂正に関して、法第 69 条に規定があり、登録官に対して事務的な訂正を申し立てることができる。

法第 69 条 事務的な誤りの訂正

(a) 特許権者は、明細書中の事務的な誤りの訂正を申請することができ、登録官は、事務的誤りのみを訂正すると認める場合には、訂正を認めなければならない。

(b) 登録官は、彼自身の主導と特許所有者の同意を得て、明細書で見つけた事務的誤りを訂正することができる。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査ガイドラインとして以下の内容がイスラエル特許庁より提供されている。

²⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。「1 月以内」の期限は審査基準第 46 条にあるとされるが、審査基準は入手できなかった。

²⁹ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

ガイドライン（ヘブライ語）はウェブ上に公開され、誰でも参照可能であり³⁰、以下の項目が含まれ、添付書類として審査基準に相当する文書が開示されている。

1. 目的
2. 定義
3. 適用文書
4. 方法
5. 保証
6. 付属書類
7. 書式

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

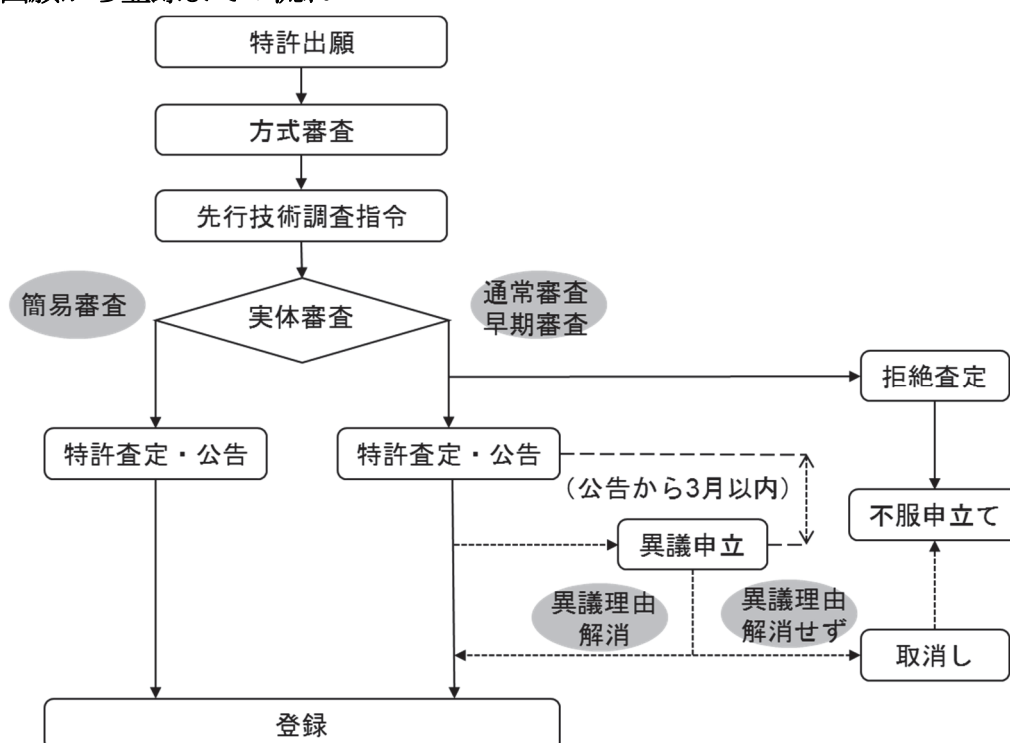


図 LI-2 出願から特許査定までの流れ³¹

2.3.2. 使用分類

国際特許分類（IPC）を採用している。

2.3.3. 出願に用いる言語

英語、ヘブライ語、アラビア語（推奨されない）での出願が可能である。

³⁰ イスラエル特許庁

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/HoraaotAvoda/Pages/default.aspx>（最終アクセス日：2017.02.22）

³¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願日に関して、法第 15 条に規定されており、出願書類が提出された日としている。
 なお、オンラインでの出願が可能であり、現地代理人はすべての通知及び書類を電子的に提出するよう義務付けられる³²。

法第 15 条 出願日

特許出願の出願日は、方式上の瑕疵の有無を問わず、当該出願が本特許庁に最初に行われた時点とする。ただし、出願に発明が記載されていないと一応認められた場合、又は出願人の氏名・名称が記載されていないか、若しくは出願について支払うべき料金が支払われていない場合、出願日は、当該要件が充足された時点とする。

なお、出願書類として以下のものが必要となる³³。

- (a) ヘブライ語及び英語による発明の名称を含む願書様式 2 通
- (b) 英語、ヘブライ語又はアラビア語による紙形式の明細書 1 通
- (c) 紙形式の図面 1 通
- (d) デジタル媒体による明細書、クレーム、図面（該当する場合）（すべて PDF フォーマット）及び配列リスト（該当する場合）（電子テキスト（.txt）フォーマット）
- (e) 生物材料寄託の受領証（該当する場合）
- (f) 出願人の代理人として作成した委任状（認証不要）
- (g) 優先権主張の場合には優先権書類
- (h) 出願手数料及び最初の公開手数料について特許庁口座に入金した旨を示すイスラエル郵政銀行の領収証、又は政府オンライン支払ウェブサイトの領収証
- (i) 同封書類のリストを示す書簡

明細書は末尾に署名しなければならない。

2.3.5. 審査の手順^{34, 35}

2.3.1.に示したフローチャートにあるとおり、方式審査の後、情報開示陳述書提出指令（米国での IDS 相当）が出され、審査請求制度がないため、すべての特許出願に対して実体審査が行われる。

実体審査で新規性・進歩性等の特許要件を満たしていないと判断された場合、4 か月の期間を指定した拒絶理由通知が出される。

なお、別途料金を納付することによる簡易審査、早期審査が採用されている。

・簡易審査は、対応する米国出願、EPC 出願、英国出願等において付与された特許に基づいて、イスラエル出願に特許を付与するもので、イスラエル特許庁での独自の実体審査

³² AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

³³ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

³⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

³⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

を行わない。

・早期審査は、出願した特許に係る発明を第三者が実施している等の理由により、早期に審査を請求することができる。

簡易審査について³⁶、法第 17 条の規定に基づき、登録官が公報に提示した国（米国、カナダ、日本、EPO、オーストリア、デンマーク、ドイツ、イギリス、ロシア、ノルウェー、スウェーデン）において出願され、登録となった特許に関して、その並行出願（parallel application）がイスラエルに出願された場合、イスラエル特許庁は実体審査なしで許諾する。

法第 17 条 出願の許諾

(a) 審査官は、出願が以下の要件を満たすか否かを審査するものとする。

(1) 発明に第 2 章に定める特許性があること。

(2) 出願が本章第 1 条の規定を遵守していること。

(a1) 審査官は、本条の要件が満たされていると判断した場合には出願を受理する。審査官は、出願を受理した場合、その旨を出願人に通知するものとする。通知には、受理日を記載する。

(a2) 出願に関し、審査官は、出願人の要請に応じて、第 48A 条に定める国際調査報告の様式による報告書を作成するものとする。

(b) (a)項(1)号の規定に関わらず、発明が第 4 条(2)により特許性がない場合には審査は必要ではない。

(c) 出願が下記の要件を満たしている場合、当該出願は、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条及び第 13 条の規定を遵守したものとみなす。

(1) 出願人が同一の発明について特許出願を行い（本条において「並行出願」という）、登録官が公報に公表した一覧表に記載されている国において特許が付与され（本条において「並行特許」という）、以下のすべてを満たすとき。

(a) 並行出願により、第 10 条に基づき、イスラエルにおける特許出願について優先権が合法的に主張されていること。

(b) イスラエルにおける特許出願により、並行出願に適用される法律に基づいて当該並行出願について優先権が主張されていること。

(c) 加盟国において保護を求める他の出願により、イスラエルにおける特許出願について優先権が合法的に主張されており、当該出願により、並行出願に適用される法律に基づいて当該並行出願について優先権が主張されていること。

(2) 出願人が本条の規定が自己の出願に適用されることを書面で求めていること。

(3) 出願人が、並行出願のクレームについて、イスラエルにおいてなされた特許出願の言語への翻訳を特許庁に提供していること。

(4) 出願のクレームが並行出願のクレームと同一であること。ただし、出願には、並

³⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく簡易審査の解説。 http://www.rcip.co.il/en/wp-content/uploads/2013/08/Memorandum_me.pdf（最終アクセス 2017.02.20）

- 行出願のクレームより少ないクレームを含めることができる。
- (5) 出願人が、並行出願の説明及び図面と同一の説明及び図面、又は第 12 条に定める説明及び図面を提出していること。
- (d) 登録官及び審査庁又はその代理人は、出願が(c)項の規定のいずれか一を遵守していない又は出願を受理すべきでないその他の特別な理由があると判断した場合、自由に使うことができる資料又は審査の過程で提出された資料に基づいて、出願の受理を差し控えることができる。
- (e) イスラエル国外での並行特許の取消手続き又は並行特許の付与に対する異議申立手続きが進行中である場合、出願人は、イスラエルにおいて特許が付与される日までにその旨を登録官に通知するものとする。
- (f) 本条において「国」には、特許付与のための共同制度を有する国の集合体を含む。

2.3.6. 審査結果の通知及び応答

審査結果の通知はオンライン送信で通知される。

応答は、通知の日付から 4 月以内の提出が求められるが、本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると、申請により 15 月までの応答期間延長が認められる。

コミッショナーの回報 2011 年 005 号³⁷

特許：特許出願審査の延長に関する方針。回報には、出願の方式に関する不備の補正、規則 36 に基づく応答及び不備の通知に対する応答について認められることがある最大の延長期間として、最長 6 か月の延長が定められている。特許出願審査中の延長期間の合計期間は、最大 15 か月である。審査の停止は、審査前であれば、該当する理由を添えて申請することができる。

2.3.7. 出願・登録手数料³⁸

	USD ³⁹
特許出願(50 クレームまで)	520
一手手数料減額の資格を有する出願人の場合(法人又は合資会社でない出願人、取引高が 1 千万シケル以下の法人又は合資会社、認可学術機関又はその機関が完全所有する技術開発会社)	311
(a) 各追加クレームについて	135
(b) 100 頁を超える各 50 頁について超過頁手数料	65
PCT に基づく特許出願(国内段階)	520

³⁷ イスラエル特許庁 2011 年報 p.22, <http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Main%20Docs/ILPO2011English.pdf> (最終アクセス日：2017.02.22)

³⁸ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

³⁹ 為替レート 112JPY/USD (2017.02.27)

3. 実用新案

イスラエルに実用新案制度はない。

4. 意匠

4.1. 意匠制度の枠組み

4.1.1. 保護対象

特許・意匠令：1924（2008年1月16日改正）⁴⁰（以下、「令」）の第2条に意匠の定義があり、令第3条(1)に「イスラエルにおいて新規なものを登録する」（世界公知ではない）としている。

ただし、実務として特許庁で利用可能な公表物及びオンライン公表物も考慮される⁴¹。

令第2条 解釈 本令において、文脈上、これと異なる意味に解釈されない限り、「意匠」とは、手工的、機械的若しくは化学的又はこれらの組合せたものかを問わず、工業過程又は手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によってのみ判断されるものをいうが、組み立ての方式若しくは原理、又は実質的に単なる機械的工夫にすぎないものを含まない。

令第3条 特許及び意匠の登録原簿

(1) 登録官は、イスラエルの登記簿においてこれまでに公表されていない新規又は独創的な意匠の権利者であると主張する者が所定の様式及び方法にて行った出願に基づいて、本パートに基づいて意匠を登録することができる。

4.1.2. 権利の存続期間

意匠の存続期間は、令第33条に規定され、出願日から5年とし、5年ごとに2回の延長が認められ、最長15年の存続期間となる。

令第33条 登録に基づく意匠権

(1) 意匠が登録された場合、当該意匠の登録所有者は、本令の規定に従うことを条件として、出願日から5年間、任意の意匠についての意匠権を有するものとする。

(2) 当該5年間の経過前の所定の期間内に、登録官に対し、意匠権の期間の延長申請が所定の方法でなされた場合、登録官は、所定の料金が支払われ次第、5年間の当初期間の満了から2期目の5年間について、意匠権の期間を延長するものとする。

(3) 当該2期目の5年間の満了前の所定の期間内に、意匠権の期間の延長申請が所定の方法で登録官に対して行われた場合、登録官は、本令に基づく規則に従うことを条件とし、また、所定の料金が支払われ次第、2期目の5年間の満了から3期目の5年間について意匠権の期間を延長することができる。

⁴⁰ DESIGN PROVISIONS IN THE PATENTS AND DESIGN ORDINANCE, AIPPI 仮訳、以下同じ

⁴¹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

4.1.3. 権利の効力

令第 37 条(1)に規定があり、意匠権の存続する期間、当該意匠を販売すること、物品に応用することを禁じ、また、偽物または明らかなイミテーションであることを知りながら公開または商取引のために展示することを禁じている。

令第 37 条 登録意匠の侵害

(1) 意匠について意匠権が存続する間、何人も、以下のことを行うことは合法ではない。

1. 登録権利者のライセンス又は書面による同意を得た場合を除き、販売のために、意匠権が登録されている商品分類の物品に意匠若しくはその偽物、若しくは明らかなイミテーションを応用すること、又はそのような意匠の応用を可能にする意図をもって何らかのことを行うこと。
2. 意匠若しくはその偽物若しくは明らかなイミテーションが登録権利者の同意なく物品に応用されることを知りながら、当該物品を公開し、又は商取引のために展示すること。

4.1.4. 優先権

令第 52 条に規定され、パリ条約締約国又は WTO 構成国において先に行われた出願から 6 月以内であれば、イスラエル出願から 2 月以内に優先権を主張することができる⁴²。

令第 52 条 国際条約に基づく出願

- (1) 本条において、「本条約」とは、1911 年、1925 年及び 1934 年に改正された 1883 年の工業所有権の保護に関する国際条約をいう。
- (2) 本条約の締約国において特許出願又は実用意匠又は意匠登録出願を行った者及びその承継人は、本条の規定に従って、イスラエルにおいて、同一の発明に関する特許出願又は同一の意匠の登録出願を行うことができる。この場合、その出願は、上記のとおり本出願後の他の外国出願に優先するものとする。
- (3) 第(2)項に基づく出願は、以下の期間内に行われるものとする。
 1. 特許の場合、本条約の締約国のうちのいずれか 1 か国における同一の発明に関する最初の特許出願又は最初の実用意匠登録出願から 12 か月以内
 2. 意匠の場合、本条約の同盟国のうちのいずれか 1 か国における当該デザインに関する最初の登録出願から 6 か月以内
- (4) 第(2)項に基づく特許出願は、本条約の 1 又は複数の締約国における 2 以上の出願に基づくことができる。ただし、これらが同一の発明に関するものであることを条件とする。
- (5) 第 11 条(1)(b)、第 11 条(1)(d)、第 22 条(2)(b)(iii)、第 26 条、第 30 条(1)及び第 36 条の解釈上、第(2)項に定める外国出願日は、場合に応じて、イスラエルにおける特許又は意匠登録出願の日とみなす。出願が 2 以上の外国出願を基礎とするものである場

⁴² AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

合、本項の規定は、発明の各構成要素については、当該構成要素に関する外国における出願日をいうものとみなす。

(6) 第(2)項に基づく特許出願が発明者以外の者によって行われた場合、自身が発明者であることを登録官の満足の行く程度に証明した者は、特許証及び明細書への氏名の記載を特許付与後1年以内に要求することができる。ただし、そのような氏名の記載は、いかなる権利も与えるものではなく、特許によって付与される権利に影響しない。

4.1.5. 新規性喪失の例外

意匠権においては新規性の喪失の例外は認められていない⁴³。

4.1.6. 登録要件

令第30条(1)に規定があり、意匠権の登録要件はイスラエル国内で公開されておらず、新規または独自のものであること、としている。

令第30条 意匠登録出願

(1) 登録官は、イスラエルにおいてこれまでに公表されていない新規又は独創的な意匠の権利者であると主張する者が所定の様式及び方法で行った出願に基づいて、本パートに基づいて意匠を登録することができる。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

意匠権に関して、第三者による情報提供制度はない⁴⁴。

4.1.8. 出願公開制度

意匠権に関して、出願公開制度はない⁴⁵。

4.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない⁴⁶。

4.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密意匠に関して、令第58条に規定があり、国防に関する意匠に関して、公開が制限、又は延期される場合がある。

令第58条 特許及び意匠の権利付与に関する制限

特許の付与又は意匠の登録のための出願が登録官に提出された場合、国防大臣は、国

⁴³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

防のために必要と認めるときは、法務大臣と協議の上、登録官に対し、出願に対する処理を自制又は延期するよう指示し、また、出願の主題に関する情報の公開すること、また、そのような情報を特定の人物又は特定の地位にある人物に伝達することを禁止又は制限する指示を出すことができる。本条に基づいて発行された指示書の複写は、申請者に送付されなければならない。

また、令第 35 条に、登録意匠は、意匠権が存続する限り、権利者又は裁判所等からの許可がなければ、登録から 2 年間は公開されないと規定されている。

令第 35 条 登録意匠の検査

- (1) 意匠について意匠権が存続する間又は意匠登録から 2 年以上のこれより短い所定の期間、当該意匠は、権利者又は権利者が書面で権限を付与した者又は登録官若しくは裁判所が権限を付与した者による場合を除き、検査のために開示されない。
- (2) 意匠についての意匠権が満了した後又は上記のこれより短い期間が満了した後、当該意匠は、検査のために開示され、何人も、所定の手数料を支払うことにより、その写しを取ることができる。
- (3) 本条においては、商品分類に応じて異なる期間を定めることができる。

4.1.11. 分割に関する制度

意匠の分割に関する条項は確認できなかったが、審査期間中であれば何時でも分割出願が可能であるとの情報がある⁴⁷。

4.1.12. 出願の変更に関する制度

意匠登録の変更に関する制度に係る条項は確認できなかった。

4.1.13. 異議申立てに関する制度

意匠権に関して、異議申立制度はないが、後出 4.1.14.(2)にあるように、登録後、利害関係者は何時でも意匠登録の取消の申立てが可能である。

4.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

意匠規則 (Design Rules, 1925) 第 28 条、第 31 条に関連する規定があり、審査官の決定から 3 月以内に不服の申立てが可能である⁴⁸。

意匠規則第 28 条に、拒絶査定に対して、登録官に不服を申し立てる期間が拒絶査定から 3 月以内と記載されている。また、同第 31 条に、審査手順は最初の拒絶理由通知から 12 月以内⁴⁹に終結の通知がなされ、この通知から 14 日以内に期間延長の要求がなされな

⁴⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

い場合、出願は放棄されたものとみなされる、との記載がある。

意匠規則第 48 条から第 51 条によると、上記決定に不服がある場合、登録官は、その与えられた裁量権を行使する前に、その決定により影響を受ける者の意見を聴取する必要があり、登録官の決定から 3 月以内にヒアリングの申立てが可能である。

規則第 28 条 瑕疵の通知

登録官による出願の審査後に、意匠登録出願を拒絶する十分な理由となる瑕疵が明らかになった場合、当該瑕疵についての説明が出願人に書面で送付され、3 か月以内に対応することが求められる。出願人が登録官の指摘に 3 か月以内に対応しないか又は規則 49 に基づくヒアリングを申し立てない場合、出願人は、出願を取り下げたものとみなされる。

規則第 31 条 12 か月以内に終結しない場合

- (1) 意匠登録出願が出願人側の不履行が理由で出願日から 12 か月以内に終結しない場合、登録官は、未終結である旨を出願人に書面をもって通知するか、又は出願人に代理人がいるときは当該代理人に通知するものとする。
- (2) 当該通知が送付された日から 14 日後に出願が終結しない場合、出願は、放棄されたものとみなす。ただし、出願人が登録出願を終結するために 3 か月を限度とする延長を求めた場合はこの限りでない。

規則第 48 条 ヒアリング

令または本規則によって登録官に与えられた裁量権を何人かに不利になる形で行使する前に、登録官は、申立てがあったときは、当該裁量権の行使によって影響を受ける者のヒアリングを行うものとする。

規則第 49 条 ヒアリングの申立

ヒアリングの申立ては、登録官が裁量権の行使を求められる事案が発生した日から 3 か月以内に行うものとする。

規則第 50 条 ヒアリングの通知

- (1) 当該申立てを受けた場合、登録官は、申立人に対し、申立人自ら又は代理人のヒアリングが行われる期日を 10 日前に通知するものとする。
- (2) 当該通知が普通郵便で配達された日から 5 日以内に、申立人は、その事案についてのヒアリングを受ける意思の有無を登録官に通知するものとする。

規則第 51 条 決定の通知

上記の裁量権の行使に係る登録官の決定は、影響を受ける人に通知されるものとする。

また、令第 51 条(2)に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合、地方裁判所に申し立てることができる。

令第 51 条 審判

(1) 特許及び意匠の権利に関する侵害は地方裁判所の管轄である。

(2) 以下の事象に関する登録官の決定に対する審判請求は地方裁判所に申し立てることができる。

1. 特許明細書の受領の拒絶
2. ...
3. オットマン特許（第 54 条）の登録の拒絶
4. 特許査定に対する異議申立に関する決定
5. 特許の回復申請の棄却
6. 明細書又は特許の補正に関する命令
7. 意匠の拒絶査定
8. 意匠登録の取消申請についての命令

(3) これらの審判請求は、登録官の決定の日から 1 月以内に裁判所に審判請求の通知がなされなければならない。

(2) 無効審判制度

令第 36 条に規定があり、誰でも登録された意匠の取消の申立てが可能である。

令第 36 条 意匠登録の取消し

利害関係人は、登録意匠が登録日前にイスラエルにおいて公表されていたことを理由として、登録官に対し、いつでも意匠登録の取消しを求めることができる。

(3) 訂正審判制度

令第 42 条に規定があり、事務的な誤りの訂正は登録官に対して申し立てることができる。

令第 42 条 事務的な誤りの補正に関する登録官の権限

登録官は、所定の費用と文書による要請に応じて、以下を行うことができる。

- (1) 特許出願書類、特許、又は明細書に関する、又は関連する事務的誤りの修正、
- (2) 登録がなされた意匠に関する特定の商品の全部又は一部の登録の取消、
- (3) 意匠の表現、特許または意匠の所有者の名前または住所、または特許登録簿または意匠登録簿に記入されたその他の事柄における事務的誤りを修正する。

4.2 審査基準・審査ガイドライン

審査ガイドラインがイスラエル特許庁より提供されている。

ガイドライン（ヘブライ語）はウェブ上に公開され、誰でも参照可能であり⁵⁰、以下の項目が含まれ、添付書類として審査基準に相当する文書が開示されている。

1. 目的
2. 定義
3. 適用文書
4. 方法
5. 保証
6. 付属書類
7. 書式

4.3 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

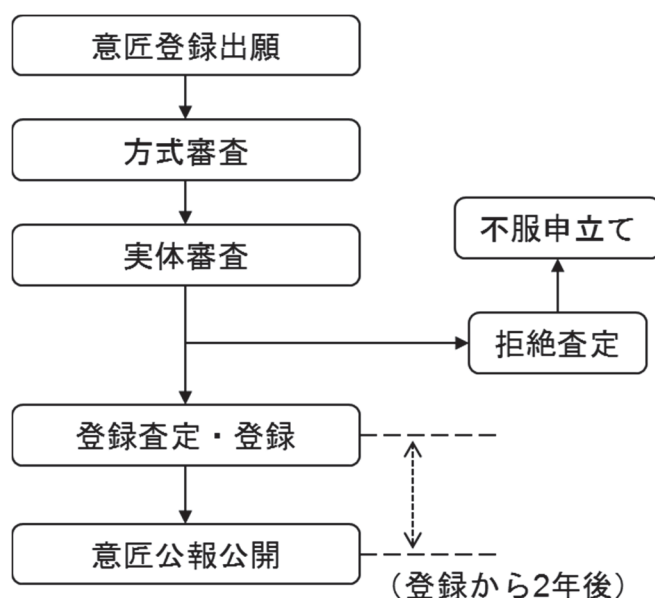


図 II-3 出願から期間満了までの流れ⁵¹

4.3.2. 使用分類

国際意匠分類（ロカルノ分類）を採用⁵²している。

⁵⁰ イスラエル特許庁

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/HoraotAvoda/Pages/default.aspx>（最終アクセス日：2017.02.22）

⁵¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4.3.3. 出願に用いる言語

書類はヘブライ語またはアラビア語、英語での記載が、意匠規則第7条に定められている。

規則第7条 文書

登録官が出すことのある他の指示に従うことを条件として、すべての出願、通知、言明が記載された書類及び令又は本規則によって提出を求められるその他の文書は、以下の定めに従う。

- (1) 消えない色で印字すること。
- (2) A4サイズの白色紙とすること（横21cm、縦29.7cm）。
- (3) 用紙の上部に最低5cm、ヘブライ文字又はアラビア文字の用紙については右、英語文字の用紙については左に3~4cm、各行末に最低3cmの余白を設けること。
- (4) 片面にのみ印刷すること。

4.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願書式、図面、出願費用が提出された日付⁵³が出願日とされる。

なお、出願書類として以下のものが要求される⁵⁴。

- (a) 願書様式2通
- (b) 同一の表現物2セット
- (c) 出願手数料を支払った旨の領収証(又は政府オンライン支払ウェブサイトの領収証)
- (d) 意匠に生存中である若しくは最近逝去した個人の氏名又は肖像が現れている場合、同人又はその法定代理人の承諾
- (e) 出願人又は出願人企業の有資格役員が署名した委任状（出願から3か月以内に提出）

また、オンラインでの出願は受け付けられていない⁵⁵。

4.3.5. 審査の手順⁵⁶

出願は方式及び登録性について審査される。審査は、意匠が新規性及び独自性を有しているのか否か、並びに方式要件を充足しているのか否かについて行う。

意匠を登録するクラスを決定する目的で、審査において用途を考慮することができる。意匠規則28条に規定があり、指摘の通知から3月以内の応答が求められる。

規則第28条 瑕疵の通知

登録官による出願の審査後に、意匠登録出願を拒絶する十分な理由となる瑕疵が明ら

⁵³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁵⁵ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁵⁶ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

かになった場合、当該瑕疵についての説明が出願人に書面で送付され、3か月以内に対応することが求められる。出願人が登録官の指摘に3か月以内に対応しないか又は規則第49条に基づくヒアリングを申し立てない場合、出願人は、出願を取り下げたものとみなされる。

意匠登録出願の審査は、最初のオフィスアクションの日から12月以内に完了する。12月以内に終結しない場合、意匠規則31条に規定があり、通知がなされる。

規則第31条 12か月以内に終結しない場合
 (1) 意匠登録出願が出願人側の不履行が理由で出願日から12か月以内に終結しない場合、登録官は、未終結である旨を出願人に書面をもって通知するか、又は出願人に代理人がいるときは当該代理人に通知するものとする。
 (2) 当該通知が送付された日から14日後に出願が終結しない場合、出願は、放棄されたものとみなす。ただし、出願人が登録出願を終結するために3か月を限度とする延長を求めた場合はこの限りでない。

4.3.6. 審査結果の通知及び応答⁵⁷

出願人は3月以内にオフィスアクションに応答しなければならない。この3月の応答期間は延長手数料支払を条件に延長が可能である。オフィスアクションに対して適時に応答がなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

意匠登録出願手続が12月以内に完了しなければ、登録官は出願が完了していない旨を出願人に通知する。この通知日から14日以内に意匠登録出願手続が完了しなければ、出願人が3月以内の期間延長を申請して同期間内に登録出願手続を完了させない限り、出願は放棄されたものとみなされる。

4.3.7. 出願・登録手数料⁵⁸

次の手数料はUSD建の概算である（現行の手数料額及び為替レート概算に基づくものであり、為替レートの変動を考慮されたい）：

	USD ⁵⁹
1つの意匠登録出願、1クラスについて	105
－手数料減額の資格を有する出願人の場合*	63
1組の物品の1つの意匠登録出願、1クラスについて	155
－手数料減額の資格を有する出願人の場合*	93
すべての種類の延長、1か月について	20

⁵⁷ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁵⁸ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁵⁹ 為替レート 112 JPY / USD (2017年2月27日)

更 新：

(a) 5年経過後	110
(b) 10年経過後	220
登録名義変更、1件について	15
氏名、住所、送達用あて名の変更、1件について	15
登録意匠の取消申請	200

*出願人が法人／合資会社でない出願人、取引高が1千万シェケル以下の法人又は合資会社、認可学術機関である場合には、減額を受けることができる。

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み⁶⁰

5.1.1. 保護対象

令第1条に次の定義がある。

令第1条 定義

「標章」とは2次元又は3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせをいう；

「商標」とは、取引を行う商品に関連して使用される、又は使用されることを意図した標章のことをいう；

(以下、省略)

また、新しいタイプの商標である音響、触覚、芳香も商標登録の対象となり、さらに、文字商標の場合には、いかなる言語であっても商標登録の対象となるとの情報がある⁶¹。

5.1.2. 権利の存続期間

令第31条、32条に規定され、存続期間は出願から10年間であり、10年ごとに更新可能である。

令第31条 登録の有効期間

商標登録は、出願日から10年間有効とし、第32条乃至第35条の規定に従って延長することができる。

令第32条 登録の更新

登録官は、商標の登録権利者によって所定の期間内に所定の方法で申請がなされた場合、原登録又は登録の最後の更新の満了日（以下「満了日」という）から10年間、商標登録がなされた商品又は商品分類の一部又は全部について当該商標の登録を更新するものとする。

5.1.3. 権利の効力

令第46条に規定があり、商標登録は、権利者に登録商標の排他的使用の権利を与える。

令第46条 排他的使用の権利

(a) 登録原簿に記載された制限条件に従うことを条件として、商標の権利者としての人の有効な登録は、商標登録がなされた商品及びこれに関連するあらゆる事項に当該商

⁶⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶¹ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」“イスラエル” <http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Israel.html>（最終アクセス日：2017.02.22）

標を排他的に使用する権利をその人に付与するものである。

(b) 複数の者が同一の商品に関して同一の商標又は本質的に同一である商標の登録権利者である場合、その各人は、自らが当該商標の単独の登録権利者であるものとして同一の権利を有するものとし、その権利は、その各人がその登録により他の者に対して得たものとする。ただし、それぞれの権利が登録官又は地方裁判所によって定められている場合を除く。

5.1.4. 優先権

令第 55 条に規定され、イスラエル出願が優先出願から 6 月以内であれば優先権が認められる。

令第 55 条 優先権

(a) 締約国において商標登録出願（本条において「先出願」いう）を行った者又はその前権利者は、本条の規定に基づいてイスラエルにおいて標識の登録出願を行うことができ、また、自己の出願が先出願の出願日より後に登録された登録出願に優先すると主張することができる。ただし、以下の 2 つの条件を満たすことを条件とする。

(1) 優先権主張は、イスラエルにおける商標登録出願と同時に行われること。

(2) イスラエルにおける商標登録出願が、最も早い先出願の出願日から 6 か月以内に行われること。

(b) 優先権主張は、イスラエルにおける商標登録出願に含まれる商品又は商品分類の一部又は全部に関して行うことができること。この場合、優先権主張には、当該主張に関する(a)項の規定が適用される。

(b1) (a)項に基づく優先権主張が 2 以上の先出願を基礎とするものであって、その各出願を基礎として優先権が主張されている場合、(a)項の規定は、商標登録を受けようとする商品又は商品分類に関する最も早い先出願の出願日に基づいて、当該商品又は商品分類にそれぞれ適用されるものとする。

(b2) 優先権主張が先出願の一部を基礎とするものである場合、(a)項の規定は、別個の先出願においてその部分についての外国登録出願が行われたものとして適用されるものとする。

(c) 本条の規定は、イスラエルにおける商標登録出願の出願日より前に行われた侵害について賠償金を求める権利を与えるものではない。

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の規定はない。

5.1.6. 登録要件

令第 8 条に規定され、識別性を有する標識であること。

令第8条 登録を受けることができる標識

(a) いかなる標識も、当該標識の権利者の商品を他人の商品と識別するために採用されていない限り（そうして採用された標識を以下「識別標識」という）、商標として登録を受けることはできない。

(b) 商標に識別力があるか否かを判断するにあたり、登録官又は裁判所は、実際に使用されている商標の場合には、その使用によって、当該商標が登録されているか又は登録を受けようとしている商品について当該商標が実際に有する識別力の程度を考慮することができる。

5.1.7. 第三者による情報提供制度

法に基づく規定はないが、商標事務所の慣行である。類似する登録商標の権利者又は出願人は情報提供を行う⁶²。

5.1.8. 出願公開制度

イスラエルの商標には出願公開制度はないが、審査がなされて受諾されると、異議申立てを受け付ける間、公告される。

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しないが、早期審査を申し出ることができる。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない。

5.1.11. 分割に関する制度

令第17A条に規定があり、複数の分類にわたる商標を出願した場合、出願人は商標が登録されるまでの間、分割することができる。

令第17A条 出願の分割

(a) 複数の商品分類に関して第17条に従って登録官に出願を行った者は、出願の対象である商標が第26条に従って登録されていない限り、登録官に対し、当該出願を所定の方法により、商品分類ごとに別個の出願に分割すること（本項において「分割出願」という）を求めることができる。登録官が上記の分割を認めた場合、各分割出願の出願日は、原出願の出願日とする。

(b) 分割出願が第23条に基づく原出願の受理の公表後に行われた場合、第24条に基づいて提起された原出願に対する異議申立ては、異議申立てが関連するものである限り、各分割出願について提起されたものとみなす。

⁶² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録の変更に関する制度はない。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

令第 24 条に規定があり、商標登録後、公告されてから 3 月以内に異議申立てが可能である。

令第 24 条 異議申立て

(a) 何人も、公告日から 3 か月以内に、標識の登録異議申立ての通知を登録官に提出することができる。

(a1) 標識の登録異議の申立て理由は以下のとおりである。

(1) 登録官が本令の規定に基づいて登録出願を拒絶することができる理由があること。

(2) 異議申立人が、異議申立人自身が標識の所有者であると主張していること。

(b) 通知が所定の方法により書面をもってなされ、異議申立て理由が記載されていること。

(c) 登録官が通知の写しを出願人に送付すること。

(d) 出願人が、その出願について依拠する理由を記載した異議申立てに対する反論書を、所定の期間内に所定の方法により登録官に送付すること。

(e) 出願人が上記の反論書を送付しない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。

(f) 出願人が反論書を送付した場合、登録官は、登録異議申立ての通知を行った者に反論書の写しを提供し、請求があったときは当事者のヒアリングを行い、証拠を検討した上で、登録を認めるか否か及びその条件を決定するものとする。

5.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

令第 66 条に規定があり、登録官の決定が出願人の意向に反するものである場合、出願人に反論する機会が与えられる⁶³。

令第 66 条 出願人聴取

本令又は規則によって登録官に任意の裁量またはその他の権限が与えられた場合、登録官は、登録のための出願人又は登録商標の権利者が所定の期限内に要求する場合、聴取の機会を与えること無しに、その意向に反して権限を行使してはならない。

また、審査の拒絶理由に基づく登録官の決定に不服を申し立てる制度は、令第 19 条に規定され、地方裁判所への訴訟となり、地方裁判所の決定に不服のある場合、決定の後 30 日以内に最高裁判所に上訴することができる。

⁶³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

令第19条 不服申立て

登録官が出願を拒絶した場合、その決定については、地方裁判所に不服を申し立てることができる。不服申立てにおいては、登録官が被上訴人となる。

地方裁判所の決定に不服を申し立てる制度は、令第63C条に規定され、最高裁への上告となり、地裁判決の後30日以内に上告することができる。

令第63C条 地方裁判所の判決又はその他の決定についての不服申立て

本法に基づく地方裁判所による第63A条に定める判決その他の決定については、最高裁判所長官又は最高裁判所長官が選任したその他の最高裁判所の裁判官が許可した場合には、最高裁判所に不服を申し立てることができる。裁判所法第41条(b)及び第41条(c)の末尾の規定は、上記のとおり他の決定に対する不服申立てについての許可の付与に準用するものとする。

(2) 無効審判制度

令第39条に規定があり、商標の取消を求めることができる。

令第39条 商標の取消し

(a) 令第7条乃至第11条に基づいて登録を受けることができないこと又は標識がイスラエルにおける出願人の権利に関して不正競争を招くことを理由として、登録されている商品又は商品分類の一部又は全部に関して商標を登録原簿から取消すよう求める第38条に基づく申立ては、第28条に基づく登録証の交付から5年以内に行われなければならない。

(a1) (a)項の規定にかかわらず、標識の登録出願が悪意で行われたことを理由とする商標の取消しの申立ては、いつでも行うことができる。

(b) (a)項の定めにかかわらず、

(1) 母国において登録された非居住者の商標は、第16条に基づいて登録が排除される理由による場合を除き、登録原簿から取消してはならない。

(2) 第8条乃至第11条に基づいて登録を受けることができない非居住者の商標であって、第16条の規定に基づいて登録されたものは、その商標が母国において登録されなくなった場合には、第8条乃至第11条の規定に基づくその登録の排除理由に基づいて、いつでも登録原簿から取消すことができる。本項の規定は、標識の権利者が、取消しの申立てがあった時点で、イスラエルの居住者による出願であれば、当該標識は登録を受けることができたことを主張することを妨げるものではない。

また、令第41条(a)に、登録商標が3年間使用されなかった場合、誰でも登録商標の取消(cancellation)を要求できる、と規定されている。

令第41条 不使用による登録の取消し

- (a) 第 38 条乃至第 40 条の規定の一般性を損なうことなく、商標登録がなされた商品または商品分類の一部又は全部（以下「取消対象商品」という）についての商標登録の取消しの申立ては、登録の取消しが求められている商品に関連して商標を使用する誠実な意思が存在せず、かつ登録の取消しが求められている商品に関連して商標を使用する誠実な意思が実際に存在しなかったこと、又は取消しの申立て前の 3 年間にそのような使用がなされなかったことを理由として、利害関係人が行うことができる。
- (b) (a)項の規定は、不使用が取引上の特別な事情によるものであって、当該商品について標識を使用しない意思又は放棄する意思によるものではないことが証明された場合には適用されない。
- (c) 本条の解釈上、次の場合には、商標を使用する誠実な意思がなかったものとみなす。
- (1) 地方紙かイスラエルに届けられる外国の新聞かを問わず、イスラエルにおける商標の使用が広告に限られていること。ただし、イスラエルにおいて製造又は販売されている商品への標識の不使用が正当化されると裁判所又は登録官が判断する特別な事情がある場合はこの限りでない。
 - (2) 第 50 条に基づいてイスラエルの製造者に付与された標識を使用する許可が取り消されたこと。ただし、条件の違反後に許可が取り消された場合、又は許可を与えた者が自ら商品を製造し、これに標識を使用する意思があるか、又はイスラエルの他の製造者に許可を与える意思があることを理由として許可が取り消された場合はこの限りでない。
- (d) 取消しの申立ては、所定の方法により、登録官に対して行うことができる。
- (e) 取消しの申立てに関する登録官の決定は、地方裁判所への不服申立ての対象となる可能性がある。
- (e1) 不服申立人は、(e)項に基づく不服申立てを提起した旨を、提起日から 30 日以内に登録官に通知するものとする。
- (e2) 裁判所は、(e)項に基づく不服申立てにおいて、必要に応じて、登録官の聴取を行うものとする。
- (f) 本条において、商標の「使用」には、次のものを含む。
- (1) 登録原簿に記載されたのと異なる態様であるが、登録された標識の識別力が変わらない方法で、登録商標の権利者又は第 50 条に基づいて権限を付与された者が登録商標を使用すること。
 - (2) 第 50 条に基づいて権限を付与された者が、その使用が標識の権利者の管理下にあることを条件として使用すること。

(3) 訂正審判制度

訂正審判制度に係る条項は確認できなかった。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査ガイドラインがイスラエル特許庁より提供されている。

ガイドライン（ヘブライ語）はウェブ上に公開され、誰でも参照可能である⁶⁴。
商標審査基準は21の章からなり、以下の項目が含まれる。

1. 目的
2. 定義
3. 適用文書
4. 方法
5. 保証
6. 優先権
7. 証明商標、団体商標
8. 音商標
9. 他国での登録に基づく申請
10. 商標検索データベースの作成
11. 混同の恐れのある商標
12. 混同の恐れのある地理的表示
13. 標章の文字とおりの意味の検査
14. 標章の視覚的要素の検査
15. 多クラス出願の審査
16. オンサイト出願の審査
17. 所見
18. 関連事象
19. 決定
20. 文書
21. 広告

⁶⁴ イスラエル特許庁

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/HoraaoAvoda/Pages/default.aspx>（最終アクセス日：2017.02.22）

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ

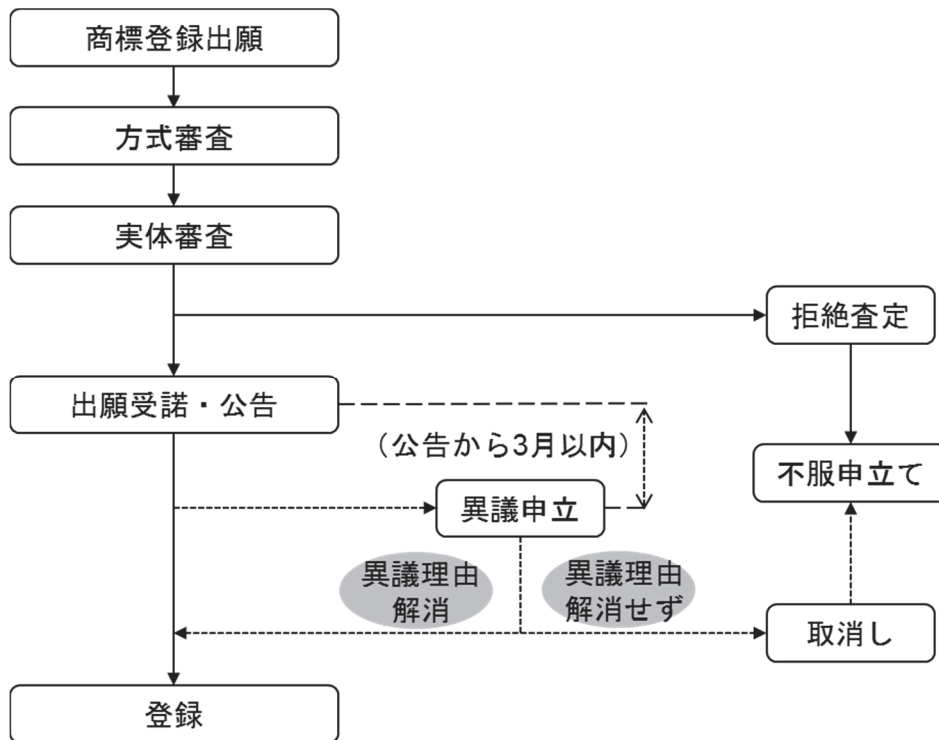


図 II-4 出願から登録までの流れ⁶⁵

5.3.2. 使用分類

イスラエルは「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」の締約国であり、ニース分類（第9版）を採用している。追加的な国内分類制度は存在しない⁶⁶。

5.3.3. 出願に用いる言語

出願時の言語はヘブライ語及びアラビア語である。また、商品のリストは英語に翻訳される⁶⁷。

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願様式の提出と出願費用の払い込みがなされた日が出願日となる⁶⁸。

なお、出願には以下の書類が要求される⁶⁹。

- (a) 願書様式（商標それ自体、指定商品／サービス、商品／サービスのニース分類（複数クラス出願は認められない）、出願人の氏名及び住所）

⁶⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶⁶ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁶⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶⁹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

(b) 委任状（イスラエルにおける代理人が要求される。）

商標の表現物について、立体商標であれば、商標をすべての面から見る事ができる対象物の明瞭な図面又は写真を提出しなければならない。願書には商標が立体である旨の表示を含む。商標が彩色付であれば、彩色付の印刷物を提出しなければならない。

音商標であれば、音符及びデジタル音声ファイルを提出しなければならない。

また、オンラインでの出願が可能である⁷⁰。

5.3.5. 審査の手順⁷¹

審査は出願から平均して14月後に行われる（審査請求制度はない⁷²）。商標庁は、方式要件（商品及びサービスの記載並びに分類、優先権主張、必要書類の提出など）、絶対的理由（本来的な登録性）、相対的理由（第三者の先行権利）について審査する。審査官からオフィスアクションがあれば、出願人は審査官からの拒絶理由若しくは要求に対抗すること、又は応じることができる。

オフィスアクションに対する応答期間の延長は、通常であれば（所定の手数料を支払い）オフィスアクションの発行日から1年まで可能である。遡及的に延長を請求することはできない。

出願審査は最初のオフィスアクションから2年以内に終了させる。証拠を提出することによって、（現実の又は切迫した侵害など）特別な理由による正当性、又は外国登録に必要な旨に商標庁が納得すれば、早期審査を受けることができる。

商標庁が出願を受理した場合、受理通知が行われ、その後に出願は月刊の商標公報に公告され、3月の異議申立期間が開始する。

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

拒絶理由通知に対する応答は、通知の日付から3月以内に行う必要がある。この期限は審査に要する期間が、最初の通知の日付から24月を超えないことを条件に、8月まで延長できる⁷³。

⁷⁰ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁷¹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁷² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。商標規則（Trademark Regulations, 1940 (as amended up to June 1, 2015)、ヘブライ語）

5.3.7. 出願・登録手数料⁷⁴

次の手数料は USD 建の概算である（現行の手数料額及び為替レート概算に基づくものであり、為替レートの変動を考慮されたい）：

	USD ⁷⁵
商標登録出願（公告を含む）（1 クラス又は複数分類の最初のクラス）	410
複数分類出願における各追加クラスについて	310
すべての種類の延長、1 か月について	20
早期審査申請、各クラスについて	192
異議通知	206
登録の取消申請	206
更新（1 クラス又は複数分類の最初のクラス）	735
各追加クラスについての更新	620
商標登録簿からの抹消の回復申請（更新手数料を含む）	280
所有者の名義変更登録（公告を含む）	80

⁷⁴ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.171」

⁷⁵ 為替レート 112 JPY / USD （2017 年 2 月 27 日）

N. 概括表 基礎情報 (2016年12月時点)

	加盟している主な条約						産業財産に関する法律・規則				審査基準・審査ガイドライン				管轄官庁 () 内は職員数				産業財産権の出願・登録件数 (指定のない限り2015年の件数)						
	パリ条約	TRIPS	PCT	マドリッド協定	ハーグ協定	PLT	TLT	GCC	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	特許	実用新案	意匠	商標	特許出願件数	特許登録件数	実用新案出願件数	実用新案登録件数	意匠出願件数	意匠登録件数	商標出願件数	商標登録件数	
GCC	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	1,982	662	×	×	×	×	×	×	
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○ ※6	○	13,958	10,100	3,583	2,767	8,896	9,225	110,679	83,027	
イスラエル	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	特許庁 (151名)	6,904	4,496	×	×	1,532	1,744	10,453	7,611	
イラン	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	産業財産権庁 (40)	14,279	2,936	×	×	11,856	4,150	62,944	19,346	
UAE	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	産業財産権部 (61)	1,753	177	2	—	813	123	20,321 ※7	19,040 ※7	
バーレーン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○ ※2	○	○	○	○	○	知的財産部局	193	—	—	—	64	38	7,640	4,221	
クウェート	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○ ※4	○	○	○	×	○	特許・商標局	228	—	×	×	310	—	13,051	7,670	
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特許・商標局 (9)	—	—	—	—	328	328	2,061	2,115	
カタール	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○ ※5	○	○	×	×	○	特許局 (10)	482 ※7	—	×	×	×	7,608 ※7	6,533 ※7		
サウジアラビア	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	特許庁 (136)	2,406	763	×	×	824	869	18,254	18,631	
ヨルダン	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	産業貿易供給省 産業財産保護局 (34)	335	83	×	×	117	87	7,487	5,803	
エジプト	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	特許庁 (284)	2,081	472	—	—	1,958	922	20,143	9,811	

○加盟 ×未加盟 ○制度あり ×制度なし ○あり ×なし ○あり ×なし 一情報なし ○あり ×なし 一情報なし ○あり ×なし 一情報なし

※1 知的財産権に関する法律は、2016年12 ※6 公開されていない、又は公開の有月未に法改正されて知的財産法に統一され、無の情報なし。

※2 現在審査を実施していない。

※3 特許出願の受理を行っていない。

※4 事実上運用されていない。

※5 登録手続きが存在しない。

※7 2014年の件数

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何らかの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、輸出、輸入、販売の申出、販売、使用又はその目的のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	・出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販賣の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	通知より90日以内に補正可能	通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	意見書提出と補正が可能	通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	通知から4月以内に応答	通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	通知より30日以内に補正可能	通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	通知より30日以内に補正可能	補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定のお知らせから60日以内に最高裁へ	○	×	通知から30日以内に補正可能	通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	通知から60日以内に補正可能	通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	方式審査の通知から15日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	方式審査の通知から90日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	特許権発行まで補正が可能	特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	補正又は補足の要求から3月以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できるとの情報がある。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 3月で運用されている。

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案(特許法の準用)	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は輸入利用以外の目的のための在庫保有をいう。) ※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類(IPC)	願書 明細書、クレーム、要約、図面 手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	自己の登録実用新案を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) 自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、物の製造、使用、販売、又は輸入をいう。)	出願日より12月	○	新規性 (革新的なものではない) 産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用(IPCは使用していない。)	願書 明細書(クレーム、要約、図面) 手数料、など	○	○
バーレーン	産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	出願日より12月	○	新規性 産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 出願書類	○	○
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。) ※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 進歩性 産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類(IPC)	出願書式 出願人情報 明細書	○	○
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。) ※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類(IPC)	願書 詳細説明(明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) 手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
60C	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用するが、又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知りながら、当該物品を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願日から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の中止、輸入、販売の中止、輸入、販売の中止をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又は非工業製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を防止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語(アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
エジプト	出願日から10年である。所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実地審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 登録商標 (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字、商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標が付された商品及び役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用して消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状 (代理人による場合)	○	○
自己の商品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の商品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>